

令和5・6年度 神石高原町 物品・施設業務等競争入札(見積)参加資格審査申請の手引き【追加受付】

神石高原町が、令和5年度及び令和6年度に発注する物品の購入、施設業務等委託の競争入札（見積を含む。）に参加を希望する方は、事前に申請を行い、入札参加資格の審査（認定・登録）を受けなければなりません。この資格審査申請の追加受付を次のとおり行います。

この手引きは、書面申請について記載しています。電子申請（インターネットを利用した申請）を希望される方は、神石高原町ホームページで手続き方法を確認ください。

追加受付期間		受付場所	提出方法
第1回	令和5年 6月 5日（月）から 令和5年 6月16日（金）まで	神石高原町役場 総務課 行政改革推進係 及び 各支所 町民課	持参又は郵送 ※郵送の場合は、受付期間内必着のこと。
第2回	令和5年10月 2日（月）から 令和5年10月13日（金）まで		
第3回	令和6年 2月 5日（月）から 令和6年 2月16日（金）まで		
第4回	令和6年 5月 7日（火）から 令和6年 5月17日（金）まで		
第5回	令和6年 9月 2日（月）から 令和6年 9月13日（金）まで		

※受付は、9時から17時まで。

※受付期間以外に申請書類等をお預かりすることはできませんので、受付期間を確認し提出してください。

申請書類

(1) 提出書類

申請書類の「提出書類確認票・預り票（様式第4号）」のとおりです。

(2) 申請書の交付

上記受付場所にて交付します。

※申請書の様式については、神石高原町ホームページからダウンロードもできます。

<http://www.jinsekigun.jp/p/town/gyousei/5/buppin/tosyo/>

申請のできない者

次のいずれかに該当する方は、申請できません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者

ウ 申請時に、「神石高原町税」及び「消費税及び地方消費税」の未納がある者

エ 営業に関して、許可・認可・登録等を受けることとされているもので、それらを受けていない者

オ 引き続き2年以上事業を営んでいない者（ただし、町長が必要と認める場合は、この限りではない）

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

※ 地方自治法施行令第167条の11第1項において、指名競争入札の参加者の資格に準用されている。

資格の有効期間

受付日の翌月1日から令和7年3月31日まで

（例）令和5年6月5日申請・受付の場合

→（有効期間）令和5年7月1日から令和7年3月31日まで

審査結果の通知

審査結果については、認定されなかった場合に限り、その申請者に通知することとし、認定された場合には通知しません。

申請事項の変更

入札参加資格の認定を受けたあと、申請事項（申請者・受任者等）に変更があったときは、変更届（様式第7号）により、直ちに届け出てください。登録種目の取下げを行う場合も変更届にその旨を記入し提出してください。（郵送可）

登録の抹消

入札参加資格の認定を受けたあと、登録者が次のいずれかに該当するに至ったときは、一定の期間資格を取り消します。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項の規定により準用される同令第167条の4の規定に該当することが判明したとき。
- イ 申請書（添付書類を含む。）に虚偽の事項を記載し、又は重要な事項について記載しなかったことが判明したとき。
- ウ 金融機関から取引を停止されたとき。
- エ 前各号に掲げられるもののほか、町長が資格登録者として不適当と認めたとき。

その他

- (1) 当該申請により町が作成する登録業者名簿を公表する場合がありますので、公表することに同意のうえ申請してください。
- (2) 申請内容に対し不明な点について、申請者に問い合わせや、実態調査をする場合があります。
- (3) 期間中に該当する入札が全く無い場合もあります。また、指名競争入札で必ず指名されるとは限りません。
- (4) 本町では、町内産業振興の観点から、原則として町内に営業所を有する業者を優先して指名・見積依頼することとし、調達等指名対象となる業者が町内に無い場合は県内業者を、さらに県内に無い場合は県外業者を対象とすることとしています。
- (5) 随意契約（見積）の相手方も原則として登録されている業者の中から選定します。
- (6) 資格を認定された業者が、指名された競争入札（見積除く）に辞退の意思表示なく欠席された場合は、指名停止措置を講ずることがあります。

問い合わせ先

〒720-1522

広島県神石郡神石高原町小島1701番地

神石高原町役場 総務課 行政改革推進係

電話（0847）89-3330 FAX（0847）85-3394

■申請書類 記入方法（参考）

様式 番号	申請書類 欄の名称	記 入 方 法 等
第1号	区分	<ul style="list-style-type: none"> ・新規に申請する方は「新規」に、令和3・4年度に入札参加資格の認定を受けている方は「継続」にチェックする。 ・法人、個人、神石高原町税納税義務については、該当の欄にチェックする。
	本店等 所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・登記簿に記載されている所在地又は住民票の住所を記入。 ・実際の所在地が登記簿又は住民票の記載と異なる場合は、（ ）書きで、実際の所在地又は住所も記入。 ・町外の場合は、都道府県名から省略せずに記入。
	商号又は 名称	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合は、登記簿に記載されている商号を記入。 ・個人の場合は、店名等の名称を記入。
	フリガナ	<ul style="list-style-type: none"> ・フリガナは、カタカナで記入。「株式会社」「有限会社」等へのフリガナは不要です。
	代表者名	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合は、法人代表者名を記入。 ・個人の場合は本人名を記入。
	実印	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類の「印鑑証明書」と同一の印鑑を押印。 ・法人の場合、印鑑証明書に記載されている代表者と上記代表者が一致すること。
	電話・FAX 番号等	<ul style="list-style-type: none"> ・本町との連絡に使用する電話番号・FAX番号・Eメールアドレスを記入。 ・FAX番号・Eメールアドレスが無い場合は、記入不要。
	本社地・ 受任地 コード	<ul style="list-style-type: none"> ・本社地コードは、<u>本社等所在地</u>の該当するコードを「コード表①」から選んで記入。 ・受任地コードは、<u>支店等所在地</u>の該当するコードを「コード表②」から選んで記入。 ※委任の無い場合の受任地コードは、本社等所在地の該当するコードを「コード表②」から選択して記入。
	支店等 所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・本町と支店等で取引をする場合（受任者に委任する場合）のみ記入。 ・受任者の所属する支店、営業所等の所在地を記入。 ・受任者がある場合は、入札・見積・契約締結並びに代金の請求等は受任者名で行うことになります。
	受任者名	<ul style="list-style-type: none"> ・受任者の職名及び名前を記入。
	振込口座	<ul style="list-style-type: none"> ・口座名義人カナは、預金通帳等に記載されているとおり30文字以内で記入。なお、濁点・半濁点及び記号も1文字となります。 ・略語を使用している場合には、略語を記入。 (株)〇〇商事 → カ)〇〇ショウジ ・金融機関に登録されているカナと違っている場合は、振込できない場合があります。必ず通帳等と照合してください。
使用印鑑	<ul style="list-style-type: none"> ・本町との取引で、入札、見積、契約締結並びに請求等に使用する印鑑を押印。 ・本店等が支店等に委任する場合は、受任者が入札、契約締結等で使用する印鑑を押印。 必ず代表者印（個人印又は職印）を押印してください。 	
記入担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・記入内容について説明できる担当者名及び連絡先を記入する。 	
第2号	誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ・誓約書に記載されている内容について承知のうえ提出してください。 なお、提出がない場合は申請書を受付できません。 ・法人の場合は代表者名で、個人の場合は本人名で記入し、実印を押印。

第3号	委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者（本店）の代表者が、受任者（支店長等）を代理人と定めて本町と取引する場合のみ提出してください。 ・受任者がある場合は、入札・見積・契約締結並びに代金請求等は、受任者名で行うこととなります。 ・委任期間は、令和7年3月31日までです。
第4号	提出書類確認票預り票	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の商号又は名称及び代表者名を記入。 ・受付印欄は何も記載しないでください。
第5号	希望登録種目表	<ul style="list-style-type: none"> ・種目別（物品、貸借、業務）に様式があります。希望される種目について「取扱の有無」欄に●印を付してください。 ・「その他」を希望する場合は、例示を必ず記入してください。 ・第三者へ履行の全部を委託又は請け負わせる種目には登録できません。申請者が自ら取り扱っているもの、自ら業務を行うものを申請してください。
第6号	納税証明書（写し可）	<ul style="list-style-type: none"> ・神石高原町に納税義務がある場合（本店及び支店等が町内にある場合等）は、本様式に必要事項を記載し本庁住民課又は各支所町民課で証明を受けてください。 ・個人事業者は、個人代表者の証明書を提出してください。 ・税額の証明では受付できません。 ・提出する日の3か月前の日以降に発行されたもの。

■添付書類

書類等の名称	摘 要
登記事項証明書 (写し可)	<ul style="list-style-type: none"> ・法人のみ提出。 ・法務局が発行する現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書。 ・現登記のものであれば、発行日が3か月以内でなくてもよい。
身分証明書 (写し可)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>町外に営業所を有する個人事業者のみ提出。</u> ・身分証明書とは本籍地の市区町村が発行する証明書です。 ・提出する日の3か月前の日以降に発行されたもの。
印鑑証明書 (写し可)	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合は、法務局が発行する法人の代表者の印鑑証明書。 ・個人の場合は、住民登録してある市区町村が発行する証明書。 ・提出する日の3か月前の日以降に発行されたもの。
消費税及び地方消費税の納税証明書 (写し可)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者全員が対象となります。(その3・未納税額のない証明用) ・※免税事業者の方も免税業者であることの証明書を提出してください。(神石高原町内の申請業者の場合、神石高原商工会で免税事業者である確認を受け、その確認書類を添付することで証明書に代えることができます。) ・詳しくは、町もしくは神石高原商工会にお問い合わせください。 ・納税地を管轄する税務署が発行する納税証明書を提出してください。(郵便請求又は電子申請・書面発行できます。)(別紙参照) ・税額証明等では受付できません。 ・提出する日の3か月前の日以降に発行されたもの。
財務諸表の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合は、申請日の直前事業年度の1年間分の次の財務諸表を提出してください。①貸借対照表 ②損益計算書 ・個人の場合は、申請日の直前事業年度の1年間分の収支決算書(青色申告書又は確定申告書の写し) ・直前1年の事業年度の財務諸表の調整が完了しない場合は、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表を提出してください。
営業上必要とする許可・認可・登録等の証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・営業するうえで官公庁の許可認可登録等を必要とする営業などについては、その必要とする許可認可登録証等の写し又は当該許可認可登録等を有していることの証明書を提出してください。(別表参照) ・有効期限があるものについては、当該許可等の写しが有効期限内のものであることを確認してください。 ・入札案件により「〇〇の許可を有すること」等の条件を付して指名業者を選定することがありますので、取得している許可等の証明書(資格者証含む。)がある場合は必ず提出してください。
返信用封筒・切手	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送で申請する場合のみ提出。<u>返信先を宛名書きし、84円切手を貼付けたもの。</u>
電子データ (CD-R)	<ul style="list-style-type: none"> ・対応可能な方のみ提出してください。 ・様式第1号から第5号に必要事項を入力し保存したもの。 ・<u>※入力していない様式等については削除しないでください。</u> ・<u>電子データの提出は必須ではありませんが、内部システムへの取込作業軽減のため、対応が可能な方はご協力をお願いします。</u>

許 認 可 等 一 覧 表 (1/2)

分 類	許 認 可 名
物品販売等	高度管理医療機器販売業許可 管理医療機器販売業届出 医療機器修理業許可 特定計量器販売事業届出 特定計量器修理事業届出 自動車分解整備事業認証 指定自動車整備事業指定 薬局開設許可 医薬品販売業許可 毒物劇物販売業登録 麻薬卸売（小売）業者免許 農薬販売業届出 又は 農薬製造（輸入）登録 高圧ガス販売事業届出 又は 高圧ガス製造許可 石油製品販売業届出 揮発油販売業者登録 液化石油ガス販売事業登録 肥料販売業届出 飼料販売業届出
レンタル・リース	高度管理医療機器等賃貸業許可 管理医療機器賃貸業届出 自家用自動車有償貸渡業許可
クリーニング	クリーニング所届出 医療関連サービスマーク（寝具類洗濯）
買受	金属屑業許可 古物商許可
施設管理・保守点検	建築物環境衛生総合管理業者登録 建築物清掃業者登録 医療関連サービスマーク（院内清掃） 建築物空気環境測定業者登録 建築物飲料水水質検査業者登録 建築物ねずみ昆虫等防除業者登録 建築物飲料水貯水槽清掃業者登録 建築物排水管清掃業者登録 建築物空調ダクト清掃業者登録 地下タンク等定期点検事業者登録
警備・受付	警備業認定 営業所設置届 機械警備業届出

※上記の表にない場合であっても、営業上必要なものについては提出してください。

許 認 可 等 一 覧 表 (2/2)

分 類	許 認 可 名
調査・測定	土壌汚染対策法指定調査機関 計量証明事業登録（濃度） 計量証明事業登録（音圧レベル） 計量証明事業登録（振動加速度） 特定計量証明事業登録（ダイオキシン） 食品衛生法検査登録機関 作業環境測定機関登録 水質検査機関登録
情報通信	電気通信事業届出等〔電気通信事業法〕 システム監査企業台帳登録 情報セキュリティ監査企業台帳登録
旅行	旅行業（代理業）登録 貨物自動車運送事業許可 又は 貨物軽自動車運送事業届出
運搬	貨物利用運送事業許可 旅客自動車運送事業許可 信書便事業者許可 自家用自動車有償運送許可 倉庫業登録
医療	病院開設許可 又は 診療所開設許可（届） 衛生検査所登録 医療関連サービスマーク（検体検査） 医療関連サービスマーク（医療ガス供給設備保守点検） 医療関連サービスマーク（医療機器保守点検）
給食	食品営業許可（飲食店営業） 医療関連サービスマーク（患者等給食）
その他	一般労働者派遣事業許可 又は 特定労働者派遣事業届出 電気事業許可（届出）〔電気事業法〕 保険業許可 損害保険代理店登録（契約） 債権管理回収業許可

※上記の表にない場合であっても、営業上必要なものについては提出してください。

資格者一覧表

分 類	資 格 名
施設管理・保守点検	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>建築物環境衛生管理技術者 清掃作業監督者 病院清掃受託責任者 ビルクリーニング技能士 空気環境測定実施者 空調給排水管理監督者 水質検査実施者 防除作業監督者 造園施工管理技士 建築士 特殊建築物等調査資格者 貯水槽清掃作業監督者 ビル設備管理技能士 排水管清掃作業監督者 電気主任技術者</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>電気工事士 昇降機検査資格者 冷凍機械責任者 ダクト清掃作業監督者 危険物取扱者 地下タンク等定期点検技術者講習修了者 ボイラー整備士 ボイラー技士 ボイラー取扱技能講習修了者 消防設備士 消防設備点検資格者 防火対象物点検資格者 自家用発電設備専門技術者 建築設備検査資格者</p> </div> </div>
警備	<p>警備員指導教育責任者 機械警備業務管理者 警備員検定（施設警備）（雑踏警備）（交通誘導）</p>
調査・測定	<p>環境計量士 作業環境測定士</p>
情報通信	<p>ソフトウェア開発技術者 又は 応用情報技術者 システムアナリスト、上級システムアドミニストレータ 又は ITストラテジスト アプリケーションエンジニア 又は システムアーキテクト プロジェクトマネージャ テクニカルエンジニア(ネットワーク) 又は ネットワークスペシャリスト テクニカルエンジニア(データベース) 又は データベーススペシャリスト テクニカルエンジニア(システム管理) 又は ITサービスマネージャ テクニカルエンジニア(情報セキュリティ)、情報セキュリティアドミニストレータ、情報セキュリティスペシャリスト 又は 情報処理安全確保支援士 ウェブデザイン技能士 システム監査技術者</p>
給食	<p>栄養士 管理栄養士 調理師</p>

※上記の表にない場合であっても、営業上必要なものについては提出してください。